

ひとりで悩まず、勇気を持って相談を



島根県DV対策基本計画

第3次

2016

2020

基本理念

配偶者からの暴力のない社会

DVの背景には、男女の社会的・経済的格差や固定的な役割分担意識があると言われていいます。教育・啓発活動を推進し、DV根絶に向けた社会的気運を醸成していく必要があります。



配偶者から暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会

DVの被害者が、いつでも安心して気軽に相談でき、かつ被害者の意向を尊重した適切な対応、支援ができるような体制づくりを行う必要があります。



配偶者から暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

加害者からの自立を目指す被害者が、経済的理由などにより自立をあきらめることなく、新しい生活を営むために、被害者の生き方や意向を尊重した途切れない支援が必要です。



島根県

DV

(ドメスティック・バイオレンス)



とは？



配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり、決して許されません。

暴力には様々な形態があり、多くの場合、何種類かが組み合わせられ、しかも、繰り返し断続的に行われます。

身体的暴力

- 殴る
 - 蹴る
 - 突き飛ばす
 - 髪を引っ張る
 - 物を投げつける
- など

精神的暴力

- 大声で怒鳴る
 - 無視して口をきかない
 - 人の前でバカにする
- など

経済的暴力

- 生活費を渡さない
 - お金の使い方を監視する
 - 外で働くことを妨げる
- など

性的暴力

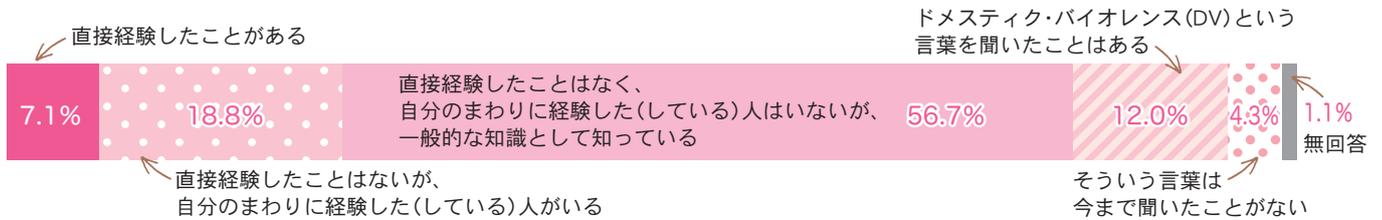
- 見たくないポルノを見せる
 - 性行為を強要する
 - 避妊に協力しない
- など

社会的暴力

- 行動を監視する
 - 携帯電話をチェックする
 - 友人との付き合いを制限する
- など

「DVを経験、または見聞きしたことがありますか？」

男女共同参画に関する県民の意識・実態調査(H26)



配偶者暴力相談支援センターとは？



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、次のことを行う機関です。

- 相談や相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

「配偶者暴力相談支援センター(DV相談窓口)を知っていますか？」

男女共同参画に関する県民の意識・実態調査(H26)



配偶者等からの暴力のない社会の実現

島根県DV対策基本計画（第3次）を策定しました

島根県では、配偶者等からの暴力のない社会を目指して計画を策定しました。この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく都道府県基本計画として位置づけるものです。

計画期間
平成28年度
平成32年度

基本目標	主な施策	数値目標
I 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 県民を対象とした講演会の開催や街頭活動により広報・啓発を積極的に行います。 子どもの発達段階に応じた学習活動を実施し、若年層を対象としたDVの教育・啓発を推進します。 	配偶者暴力相談支援センターの認知度 49.6% ↓ 80.0%
II 適切な相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町村窓口において福祉・教育等を含めた一元的相談が実施されるよう働きかけます。 県、市町村、民間団体等の相談員・相談担当者への研修の充実を図ります。 	一元的DV相談体制を設置している市町村数 14市町村 ↓ 全市町村
III 被害者の緊急かつ安全な保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者の多様な状況に応じた適切な保護ができるよう一時保護委託を行い、委託先の拡充に努めます。 DV被害者の同伴児童への心理的ケアや学習機会の提供など支援の充実を図ります。 	一時保護委託契約先数 8施設 ↓ 11施設
IV 被害者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者の市町村営住宅の優先入居について積極的に働きかけます。 DV被害者自立支援金貸付制度やステップハウス（自立のための中間的施設）提供事業を活用し、自立に向けたきめ細やかな支援を行います。 	公営住宅優先入居実施市町村数 16市町村 ↓ 全市町村
V 関係団体との連携等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけます。 関係機関が連携してDV被害者への適切な対応ができるよう、女性に対する暴力対策関係機関連絡会（全県及び7圏域）の充実を図ります。 	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数 0市町村 ↓ 1市町村



DVは大人だけの問題ではなく、中高生や大学生など恋愛関係にある若者の間でも同じような暴力が起きています。

若者は、男女交際における束縛を愛情と思い込む傾向があるため、親密な関係になった途端にデートDVが問題化する場合があります。

デートDVは深刻化すると、ストーカー行為や暴力・傷害につながるおそれもありますので、ひとりで悩まず相談することが大切です。



DVというと男性から女性への暴力と思われがちですが、女性からのDVに悩む男性被害者もいます。

男性被害者は「男だから」というプライドから相談をしにくく、女性に比べて被害が潜在化する傾向があります。

男性被害者が一人で悩まないように、周囲に相談できる環境やサポート体制を整える必要があります。

あなたがDVで苦しんでいたら、まずは相談してください。
あなたのまわりでDVに苦しむ人がいたら、
思いを受け止め、「あなたは悪くない」と声をかけ、
相談機関の情報を伝えてください。



* 相談無料 * 秘密厳守

* 相談時間 / 月～金曜日(8時30分～17時)(祝日、休日、年末年始を除く)

* 女性相談センター(西部分室を除く)では、土・日の電話相談も行います。
(祝日・休日・年末年始を除く)

松江 女性相談センター
(配偶者暴力相談支援センター)
TEL.0852-25-8071 松江市北田町48-1

大田 女性相談センター西部分室
(愛称:あすてらす女性相談室)
(配偶者暴力相談支援センター)
TEL.0854-84-5661 大田市大田町大田イ236-4

出雲 出雲児童相談所
TEL.0853-21-8789 出雲市小山町70

浜田 浜田児童相談所
TEL.0855-28-3434 浜田市上府町イ2591

益田 益田児童相談所
TEL.0856-31-1886 益田市高津4-7-47

隠岐 中央児童相談所隠岐相談室
TEL.08512-2-9810 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

緊急時▶ TEL.0852-25-8161 (24時間対応)

島根県DV対策基本計画(第3次改定)の全文は県のホームページに掲載しています。

http://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/dv/josei_soudan/jyosei.data/keikakuhonbun.pdf

島根県健康福祉部青少年家庭課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL.0852-22-6393 FAX.0852-22-6045